

修正後	修正前
文部科学省防災業務計画	文部科学省防災業務計画
<p>第1編 総則 第1節・第2節 (略) 第3節 防災体制の確立 第1 文部科学省における防災体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 文部科学省災害応急対策本部 ・ 相当規模の災害が発生し又は発生するおそれがある場合、特に必要があると認めるときは、応急対策に関する事務の連絡調整を円滑に行うため、本省に文部科学省災害応急対策本部を設置することができる。 文部科学省災害応急対策本部の組織及び必要な事項については、別に定める。 (5)～(9) (略) 第2 学校等の防災体制の整備 (1) <u>国立学校等</u>への指導及び助言 ・ <u>国立学校等</u>(国立大学法人等の設置する学校等をいう。以下同じ。)に対し、その防災体制の整備に関し、適切な予防対策、応急対策、復旧対策(以下「災害予防対策等」という。)の計画及び実施について、文部科学省の所掌事務に関し、指導及び助言を行い、その防災体制の整備の推進を図る。 (2)・(3) (略) 第3 (略) 第4 広域支援体制の整備 ・ 被災地域の<u>国立学校等</u>、都道府県、市町村、私立大学等及び独立行政法人等(以下「関係機関」という。)への、他の関係機関からの援助活動等の円滑な実施に向けて、関係機関に対し広域的な支援体制が整備されるよう、指導及び助言を行う。 また、被災地域から要請があった場合には、必要に応じて他の関係機関からの職員の派遣のあっせんを行う。</p>	<p>第1編 総則 第1節・第2節 (略) 第3節 防災体制の確立 第1 文部科学省における防災体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 文部科学省災害応急対策本部 ・ 相当規模の災害が発生した場合、特に必要があると認めるときは、応急対策に関する事務の連絡調整を円滑に行うため、本省に文部科学省災害応急対策本部を設置することができる。 文部科学省災害応急対策本部の組織及び必要な事項については、別に定める。 (5)～(9) (略) 第2 学校等の防災体制の整備 (1) <u>国立学校</u>への指導及び助言 ・ <u>国立学校</u>(国立大学法人の設置する学校等をいう。以下同じ。)に対し、その防災体制の整備に関し、適切な予防対策、応急対策、復旧対策(以下「災害予防対策等」という。)の計画及び実施について、文部科学省の所掌事務に関し、指導及び助言を行い、その防災体制の整備の推進を図る。 (2)・(3) (略) 第3 (略) 第4 広域支援体制の整備 ・ 被災地域の<u>国立学校</u>、都道府県、市町村、私立大学等及び独立行政法人等(以下「関係機関」という。)への、他の関係機関からの援助活動等の円滑な実施に向けて、関係機関に対し広域的な支援体制が整備されるよう、指導及び助言を行う。 また、被災地域から要請があった場合には、必要に応じて他の関係機関からの職員の派遣のあっせんを行う。</p>
<p>第2編 地震災害対策 第1章 災害予防 第1節 (略)</p>	<p>第2編 地震災害対策 第1章 災害予防 第1節 (略)</p>

第2節 防災上必要な教育の実施

(1)・(2) (略)

(3)防災意識の普及

・ 公民館等社会教育施設及びPTA、青年団体、婦人団体等社会教育関係団体並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構その他の関係団体の諸活動を通じ、防災意識の普及を図る。

第3節 (略)

第4節 文教施設・設備等の災害予防対策

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を踏まえ、災害による文教施設・設備及びその他の文部科学省関係施設・設備の被害を予防し、人命の安全を確保し、教育研究活動その他の活動遂行上の障害を取り除くため、設置者は次の計画について実施するとともに、文部科学省は関係機関に対し、指導及び助言並びに援助を行う。

また、平成30年12月14日に改定された「国土強靱化基本計画」(平成26年6月3日閣議決定)及びそれに基づき策定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)を踏まえ、学校施設等の耐震化や老朽化対策、防災機能強化等を推進する。

第1 文教施設の安全性の向上

・ 文教施設を火災、地震、台風等の被害から防護するため、これらの施設の整備に当たっては、十分な耐震性を確保し、文教施設の用途や立地などの地域の実情を考慮した上で、不燃化及び堅ろう化を促進する。

(削除)

・ (略)

第2～第6 (略)

第5節～第7節 (略)

第2章 災害応急対策

第1節 情報の収集、伝達

(1) (略)

(2)被害情報の収集・伝達

・ (略)

・ 被害情報について被災地域の関係機関から必要な情報を収集する。情報収集の迅速化・効率化を図るため、文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)

第2節 防災上必要な教育の実施

(1)・(2) (略)

(3)防災意識の普及

・ 公民館等社会教育施設及びPTA、青年団体、婦人団体等社会教育関係団体並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターその他の関係団体の諸活動を通じ、防災意識の普及を図る。

第3節 (略)

第4節 文教施設・設備等の災害予防対策

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を踏まえ、災害による文教施設・設備及びその他の文部科学省関係施設・設備の被害を予防し、人命の安全を確保し、教育研究活動その他の活動遂行上の障害を取り除くため、設置者は次の計画について実施するとともに、文部科学省は関係機関に対し、指導及び助言並びに援助を行う。

第1 文教施設の安全性の向上

・ 文教施設を火災、地震、台風等の被害から防護するため、これらの施設の整備に当たっては、十分な耐震性を確保し、文教施設の用途や立地などの地域の実情を考慮した上で、不燃化及び堅ろう化を促進する。

平成30年12月14日に改定された「国土強靱化基本計画」(平成26年6月3日閣議決定)及びそれに基づき策定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)を踏まえ、学校施設の耐震化を推進する。

・ (略)

第2～第6 (略)

第5節～第7節 (略)

第2章 災害応急対策

第1節 情報の収集、伝達

(1) (略)

(2)被害情報の収集・伝達

・ (略)

・ 被害情報について被災地域の関係機関から必要な情報を収集する。各局課は事務分掌に基づき必要な情報を収集し、文教施設企画・防災部参事官(施設

付は、被害情報の概要資料（被害報）の作成に必要な情報を関係機関から収集し、それらの情報を各局課に共有する。各局課は事務分掌に基づきその他必要な情報を収集し、文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付（文部科学省非常災害対策本部が設置された場合は、非常災害対策本部）に報告する。

・（略）

第2節～第9節（略）

第3章 災害復旧、復興

第1節（略）

第2節 文教施設・設備等の復旧

・（略）

・ 文教施設・設備及びその他の文部科学省関係施設・設備の災害復旧事業について、次の措置を迅速かつ的確に講ずるとともに、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

また、災害の規模、程度により、必要に応じ、事業の円滑な実施に資するため、特別の措置について検討する。

ア. 国立学校等の施設・設備の災害復旧事業

「国立大学法人施設整備費補助金交付要綱」等による国立学校等の施設の災害復旧事業に対する補助等

イ～エ（略）

第3節（略）

第4章（略）

第3編～第6編（略）

第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

第1節 地震防災体制の整備

第1 文部科学省等における地震防災体制の整備

・ 文部科学省は、本編で定めるところにより、地震防災応急対策等を実施するとともに、学校等における地震防災応急対策等の計画及び実施について、都県若しくは市町村の地震防災強化計画又は国立学校等若しくは私立大学等における地震防災応急計画において具体的に定めるよう都県、市町村、国立学校等又は私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。

・（略）

第2（略）

防災担当）付（文部科学省非常災害対策本部が設置された場合は、非常災害対策本部）に報告する。

・（略）

第2節～第9節（略）

第3章 災害復旧、復興

第1節（略）

第2節 文教施設・設備等の復旧

・（略）

・ 文教施設・設備及びその他の文部科学省関係施設・設備の災害復旧事業について、次の措置を迅速かつ的確に講ずるとともに、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

また、災害の規模、程度により、必要に応じ、事業の円滑な実施に資するため、特別の措置について検討する。

ア. 国立学校の施設・設備の災害復旧事業

「国立大学法人施設整備費補助金交付要綱」による国立学校の施設の災害復旧事業に対する補助等

イ～エ（略）

第3節（略）

第4章（略）

第3編～第6編（略）

第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

第1節 地震防災体制の整備

第1 文部科学省等における地震防災体制の整備

・ 文部科学省は、本編で定めるところにより、地震防災応急対策等を実施するとともに、学校等における地震防災応急対策等の計画及び実施について、都県若しくは市町村の地震防災強化計画又は国立学校若しくは私立大学等における地震防災応急計画において具体的に定めるよう都県、市町村、国立学校又は私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。

・（略）

第2（略）

第2節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第1 東海地震予知情報等の伝達等

- ・ (略)
- ・ 文部科学省では、文部科学省地震災害警戒本部が、都県、国立学校等及び私立大学等への情報の伝達等を担当する。

都県、市町村及び学校等において、情報の伝達等の担当部局について、次のとおり定めるよう、指導及び助言を行う。

ア～ウ (略)

情報の伝達等の担当部局間の経路は、次の3経路とする。

ア・イ (略)

ウ. 文部科学省、国立学校等又は私立大学等

- ・ (略)

第2～第9 (略)

第3節・第4節 (略)

第2節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第1 東海地震予知情報等の伝達等

- ・ (略)
- ・ 文部科学省では、文部科学省地震災害警戒本部が、都県、国立学校及び私立大学等への情報の伝達等を担当する。

都県、市町村及び学校等において、情報の伝達等の担当部局について、次のとおり定めるよう、指導及び助言を行う。

ア～ウ (略)

情報の伝達等の担当部局間の経路は、次の3経路とする。

ア・イ (略)

ウ. 文部科学省、国立学校又は私立大学等

- ・ (略)

第2～第9 (略)

第3節・第4節 (略)

第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 防災体制に関する事項

第1 文部科学省等における防災体制の整備

- ・ 文部科学省は、第2編 地震災害対策によるほか、本編で定めるところにより、地震防災対策を実施するとともに、学校等における地震防災対策の計画及び実施について、都府県若しくは市町村の推進計画又は国立学校等若しくは私立大学等における対策計画において具体的に定めるよう都府県、市町村、国立学校等又は私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。

- ・ (略)

第2～第4 (略)

第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波に関する情報の伝達等

- ・ (略)

- ・ 文部科学省では、各局課が事務分掌に基づき必要な情報について、都府県、国立学校等及び私立大学等への情報の伝達等を担当する。

都府県、市町村及び学校等において、情報の伝達等の担当部局について、次のとおり定めるよう、指導及び助言を行う。

ア～ウ (略)

情報の伝達等の担当部局間の経路は、次の3経路とする。

ア・イ (略)

ウ. 文部科学省、国立学校等又は私立大学等

第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 防災体制に関する事項

第1 文部科学省等における防災体制の整備

- ・ 文部科学省は、第2編 地震災害対策によるほか、本編で定めるところにより、地震防災対策を実施するとともに、学校等における地震防災対策の計画及び実施について、都府県若しくは市町村の推進計画又は国立学校若しくは私立大学等における対策計画において具体的に定めるよう都府県、市町村、国立学校又は私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。

- ・ (略)

第2～第4 (略)

第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波に関する情報の伝達等

- ・ (略)

- ・ 文部科学省では、各局課が事務分掌に基づき必要な情報について、都府県、国立学校及び私立大学等への情報の伝達等を担当する。

都府県、市町村及び学校等において、情報の伝達等の担当部局について、次のとおり定めるよう、指導及び助言を行う。

ア～ウ (略)

情報の伝達等の担当部局間の経路は、次の3経路とする。

ア・イ (略)

ウ. 文部科学省、国立学校又は私立大学等

<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) 第2・第3 (略) 第3節～第6節 (略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) 第2・第3 (略) 第3節～第6節 (略)
<p>第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第1節 防災体制に関する事項 第1 文部科学省等における防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省は、第2編 地震災害対策によるほか、本編で定めるところにより、地震防災対策を実施するとともに、学校等における地震防災対策の計画及び実施について、道県若しくは市町村の推進計画又は<u>国立学校等</u>若しくは私立大学等における対策計画において具体的に定めるよう道県、市町村、<u>国立学校等</u>又は私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。 ・ (略) <p>第2～第4 (略) 第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 第1 津波に関する情報の伝達等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 文部科学省では、各局課が事務分掌に基づき必要な情報について、道県、<u>国立学校等</u>及び私立大学等への情報の伝達等を担当する。 道県、市町村及び学校等において、情報の伝達等の担当部局について、次のとおり定めるよう、指導及び助言を行う。 <p>ア～ウ (略) 情報の伝達等の担当部局間の経路は、次の3経路とする。 ア・イ (略) ウ. 文部科学省、<u>国立学校等</u>又は私立大学等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>第2・第3 (略) 第3節～第5節 (略)</p>	<p>第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第1節 防災体制に関する事項 第1 文部科学省等における防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省は、第2編 地震災害対策によるほか、本編で定めるところにより、地震防災対策を実施するとともに、学校等における地震防災対策の計画及び実施について、道県若しくは市町村の推進計画又は<u>国立学校</u>若しくは私立大学等における対策計画において具体的に定めるよう道県、市町村、<u>国立学校</u>又は私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。 ・ (略) <p>第2～第4 (略) 第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 第1 津波に関する情報の伝達等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 文部科学省では、各局課が事務分掌に基づき必要な情報について、道県、<u>国立学校</u>及び私立大学等への情報の伝達等を担当する。 道県、市町村及び学校等において、情報の伝達等の担当部局について、次のとおり定めるよう、指導及び助言を行う。 <p>ア～ウ (略) 情報の伝達等の担当部局間の経路は、次の3経路とする。 ア・イ (略) ウ. 文部科学省、<u>国立学校</u>又は私立大学等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>第2・第3 (略) 第3節～第5節 (略)</p>
<p>参照1 (略)</p>	<p>参照1 (略)</p>
<p>参照2 文部科学省非常災害対策本部設置要領 1～9 (略) 別記1 文部科学省非常災害対策本部 本部員、幹事 名簿 (略) (略) 本部員 (略) (略)</p>	<p>参照2 文部科学省非常災害対策本部設置要領 1～9 (略) 別記1 文部科学省非常災害対策本部 本部員、幹事 名簿 (略) (略) 本部員 (略) (略)</p>

<p>大臣官房文教施設企画・防災部長 (代理 参事官 (施設防災担当)) (略) (略)</p> <p>大臣官房文教施設企画・防災部技術参事官 (代理 施設企画課長) (略) (略)</p> <p>その他本部長が指名する者</p> <p>幹事 大臣官房 (略)</p> <p>政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室長 (略) (略)</p> <p>別記2 文部科学省非常災害対策本部非常災害庶務班</p> <p>1. 構成 (略)</p> <p>情報連絡係員 大臣官房文教施設企画・防災部参事官 (施設防災担当) 付職員 (参事官 (施設防災担当) 及び災害対策企画官を除く。) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別記3 文部科学省非常災害対策本部非常災害対策班</p> <p>1. 構成 (略)</p> <p>班長代理 大臣官房文教施設企画・防災部技術参事官又は施設企画課長 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>大臣官房文教施設企画・防災部長 (代理 技術参事官) (略) (略)</p> <p>その他本部長が指名する者</p> <p>幹事 大臣官房 (略)</p> <p>政策課情報システム企画室長 (略) (略)</p> <p>別記2 文部科学省非常災害対策本部非常災害庶務班</p> <p>1. 構成 (略)</p> <p>情報連絡係員 大臣官房文教施設企画・防災部参事官 (施設防災担当) 職員 (参事官 (施設防災担当) 及び災害対策企画官を除く。) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別記3 文部科学省非常災害対策本部非常災害対策班</p> <p>1. 構成 (略)</p> <p>班長代理 大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>参照3 文部科学省災害応急対策本部設置要領</p> <p>1. 応急対策本部の事務</p> <p>文部科学省災害応急対策本部 (以下「応急対策本部」という。) は、相当規模の災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、文教施設に係る被災状況等の災害情報の交換・確認及び災害応急対策に関する事務を行うものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別記1 (略)</p>	<p>参照3 文部科学省災害応急対策本部設置要領</p> <p>1. 応急対策本部の事務</p> <p>文部科学省災害応急対策本部 (以下「応急対策本部」という。) は、相当規模の災害が発生した場合に、文教施設に係る被災状況等の災害情報の交換・確認及び災害応急対策に関する事務を行うものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別記1 (略)</p>
<p>参照4・参照5 (略)</p>	<p>参照4・参照5 (略)</p>
<p>参照6 文部科学省地震災害警戒本部設置要領</p> <p>1～9 (略)</p> <p>別記1 文部科学省地震災害警戒本部 本部員, 幹事 名簿</p>	<p>参照6 文部科学省地震災害警戒本部設置要領</p> <p>1～9 (略)</p> <p>別記1 文部科学省地震災害警戒本部 本部員, 幹事 名簿</p>

<p>(略) (略) 幹事大臣官房 (略) 政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室長 (略) (略) 別記2 (略)</p>	<p>(略) (略) 幹事大臣官房 (略) 政策課情報システム企画室長 (略) (略) 別記2 (略)</p>
<p>参照7 文部科学省地震発生時非常参集要領 1～3 (略) (別紙1) (略) (別紙2) 2. 第2次参集体制の各要員 (1)～(24) (略) (25) 政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室長 (26)～(32) (略) (33) 参事官(施設防災担当)付防災・減災企画官 (34)～(60) (略) (別紙3) 3. 第3次参集体制の各要員 (1)～(24) (略) (25) 政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室長 (26)～(32) (略) (33) 参事官(施設防災担当)付防災・減災企画官 (34)～(62) (略) (参考1)・(参考2) (略)</p>	<p>参照7 文部科学省地震発生時非常参集要領 1～3 (略) (別紙1) (略) (別紙2) 2. 第2次参集体制の各要員 (1)～(24) (略) (25) 政策課情報システム企画室長 (26)～(32) (略) (33) 参事官(施設防災担当)付防災減災企画官 (34)～(60) (略) (別紙3) 3. 第3次参集体制の各要員 (1)～(24) (略) (25) 政策課情報システム企画室長 (26)～(32) (略) (33) 参事官(施設防災担当)付防災減災企画官 (34)～(62) (略) (参考1)・(参考2) (略)</p>
<p>参照8 (略)</p>	<p>参照8 (略)</p>